

厚生労働大臣の定める掲示事項

◆ 病院概要について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

施設名： 社会福祉法人 北海道社会事業協会 富良野病院
所在地： 富良野市住吉町 1 番 30 号
開設者： 社会福祉法人 北海道社会事業協会 理事長 吉田 秀明
札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番 1 毎日札幌会館 6 階
管理者： 院長 古川 博之
診療日： 月曜日～金曜日
休診日： 土曜日、日曜日、祝日、8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日
受付時間： 午前 8 時 30 分～ 午前 11 時 00 分
午後 1 時 00 分～ 午後 3 時 00 分
※ 診療科により診療日および受付時間が異なります。
各科医師診療予定表をご確認ください。

◆ 病床数および入院基本料について

当院の許可病床数は、一般病床 195 床、感染症病床 4 床、合計 199 床です。
日勤時間帯は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分、夜勤時間帯は午後 4 時 30 分～午前 8 時 30 分となっております。
当院の入院基本料は、4 病棟・5 病棟は「急性期病院 B 一般入院料」、6 病棟は「地域包括ケア病棟 1」、8 病棟は「障害者施設等入院基本料 2」となっております。
各病棟の看護職員の配置は下記のとおりです。

病 棟	入院基本料	勤務時間帯	職員 1 人あたり 患者受持ち人数
4 病棟	急性期病院 B 一般	看護師 日勤／夜勤	日勤 6／夜勤 11
5 病棟	急性期病院 B 一般	看護師 日勤／夜勤	日勤 6／夜勤 14
6 病棟	地域包括ケア病棟 1	看護師 日勤／夜勤	日勤 7／夜勤 20
8 病棟	障害者施設等基本 2	看護師 日勤／夜勤 補助者 日勤／夜勤	日勤 6／夜勤 21 日勤 14／夜勤 41

◆ 基本診療料および特掲診療料に係わる届出について

当院の基本診療料および特掲診療料に係わる届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

◆ DPC 対象病院について

当院では入院診療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“DPC 対象病院”です。別掲の「DPC 医療機関別係数」をご参照ください。

◆ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協働して、患者さまに対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たし、さまざまな職種で構成されたチームにて取組みをしております。

◆ 褥瘡対策について

当院では、専任の医師・専任の看護師による褥瘡対策チームと多職種で構成される褥瘡対策委員会が中心となり「褥瘡が発生しないこと、そして発生した褥瘡が早期に治癒すること」を目標に取り組みをしております。

◆ 入院時食事療養および入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）および入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に、食事を下記の時間に適温にて提供しています。

また、週に2回程度、患者さまに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しています。

【食事の時間】 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
 【入院時食事療養費】 食事に係る標準負担額は、下記のとおりです。

所得区分		患者様負担額	
一 般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	2026年 5月31日まで	2026年 6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円	1食 550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一 般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円	1食 270円
区分オ（長期該当）	低所得Ⅱ（長期該当）	1食 190円	1食 220円
－	低所得Ⅰ	1食 110円	1食 130円
指定難病対象者		1食 300円	1食 330円

◆ 意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、当院にて人生の最終段階を迎える患者さまが、その人らしい生き方で最期を迎えられるよう、多職種から構成される医療・ケアチームで意思決定支援を行っております。患者さまとその家族等に対して適切な説明と話し合いを行い、患者さまの意思決定を尊重し、望ましい医療・ケアを提供することに努めております。患者さまの意思決定支援については、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する指針」および院内配布の「人生会議ノート」をご参照ください。

◆ 身体的拘束最小化について

入院生活において、患者さまがベッドから転落されたり、治療に必要な点滴を抜いてしまったりする危険がある場合、これまでは安全確保のためにやむを得ず、一時的に体や手足を制限する「身体的拘束」を行うことがありました。しかし、私たちは「身体的拘束は患者さんの心身に大きな負担を与え、尊厳を傷つけるものである」と考えています。

身体的拘束最小化委員会を設置し、医師、看護師、その他の専門職からなるチームで病棟をラウンドします。患者さまの状況を把握し、身体的拘束を最小限に抑えるための対策と話し合いを行っています。

当院では、これまで以上に患者様の尊厳を守り、「原則として身体的拘束を行わない」環境づくりと、適切なケアの徹底に努めてまいります。別掲の「患者さんの安全と尊厳を守るために～身体的拘束を減らす取り組みのお願い～」をご参照ください。

◆ 面会について

当院では、患者さまが安心して療養できる環境を維持するため、感染対策および安全管理の観点から、下記のとおり面会規約を定めております。

【面会について】

- ・面会時間は、14：00～17：30 です
- ・1 回の面会時間は、15 分～30 分です
- ・面会の対象者は、キーパーソンおよびご家族の方 2～3 名までです
マスクの着用が出来ない小さなお子さんの面会をご遠慮ください
- ・面会場所は、個室は病室で面会します
- ・多床室の場合は、指定された面会エリアおよび病室を使用します
- ・面会時を含め、病院内ではマスクの着用を厳守してください

【来院時間の事前連絡のお願い】

- ・面会前日までに来院予定時間を入院病棟へお知らせください。当日の患者さまの状態や処置等の状況により、お待ちいただく場合や時間の調整をお願いすることがあります。面会は、当日の来院でも可能です。ただし、患者さまのケアや治療、検査等を優先して対応しております。
- ・別掲の「面会についての案内」をご参照ください

◆ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

自己負担のある方と同様に公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行いたします。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた治療や検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご本人以外の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆ 病院敷地内の全面禁煙について

当院では、「健康増進法」に基づき、受動喫煙の防止および健康管理のため禁煙対策に取り組んでおります。そのため、屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」としてしております。なお、禁煙外来を設け、禁煙したい方をサポートしております。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆ 禁煙外来（ニコチン依存症管理料）について

当院では、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。（完全予約制）

◆ 外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、がん治療中の患者さまの治療の安全確保や、体調不良時などの緊急を要する事案に対して以下の体制で診療を行っております。

- ・がん治療専任の医師、看護師、薬剤師を1名以上常時配置し、24時間体制で緊急時に対応しております。
- ・がん治療による副作用等や病状により緊急で入院が必要となった場合に、速やかに入院し治療できる体制を整備確保しています。
- ・がん治療に係る各診療科の医師、看護師、薬剤師など多職種の委員会を年に2回開催し、院内で実施するがん治療の治療内容が妥当であるかを評価しています。
- ・発熱や体調不良などの緊急時や治療に関する相談につきましては、時間外や休日であっても対応できます。下記の電話番号へ連絡をお願いします。

富良野協会病院 救急外来看護師： 0167-23-2181

◆ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院は、慢性維持透析を実施している患者さまを対象として、下肢末梢動脈疾患の重症度等評価を行い、療養上必要な指導と管理をしています。

下肢動脈の血流障害をきたした患者さまを早期に診断し、患者さまの同意を得たうえで専門的な治療体制を有している下記の医療機関へ紹介を行っています。

当院標榜診療科：循環器内科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科

連携医療機関診療科：旭川医科大学病院 心臓血管外科

◆ 臨床研修病院について

当院は、臨床研修病院に指定されており、指導医の指導や監督のもと、初期研修医が外来および病棟等で診療を行っています。また、看護師やリハビリ療法士など様々な職種の実習生を受け入れております。未来を担う医療職を養成するために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆ 厚生労働大臣が定める手術に係る実績について

当院での手術実績は、別掲の「厚生労働大臣が定める手術実績」をご参照ください。

◆ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っております。

他医療機関の薬剤情報、特定健診情報、その他診療上必要な情報の取得のため、診察前にマイナンバーカードをご利用ください。

院内にはマイナンバーカードの読み取り機を、受付窓口・自動再来受付機の裏・救急外来窓口に3台設置しております。マイナンバーカードの積極的な利用をお願いします。当院では、医療DXを推進し、質の高い医療の提供に努めています。

- ・電子的診療情報連携体制整備加算
加算3 初診時：4点（月に1回）
加算2 再診時：2点（月に1回）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2
入院初日：80点

【当院の医療DX推進に関する取り組み】

- ① オンライン請求を行っております
- ② 診療報酬明細書（算定した診療報酬の名称および点数や金額を記載した詳細な明細書）を無償で交付しております
- ③ オンライン資格確認を行う体制を有しております
- ④ 医師がオンライン資格確認システムを利用して、取得した診療情報を診察室や手術室、処置室等において閲覧または活用できる体制を有しております
- ⑤ マイナ保険証利用率が、30%以上であること（当院利用率は現在74%）
- ⑥ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております
- ⑦ 当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ⑧ 当院は、マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ⑨ 厚生労働省の「安全管理ガイドライン」に準拠した体制を有しております
- ⑩ 院内に専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、職員を対象として年1回、情報セキュリティに関する研修を行っております

【医療DXとは】

- ・「DX」とは、デジタルトランスフォーメーションの略語で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを指します。医療DXは、医療の現場においてデジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上させることを目的としています。

◆ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、院外処方せんにお薬の商品名ではなく有効成分を記載します。一般名処方の処方せんであれば、供給不足のお薬があった場合に、有効成分が同じ複数のお薬の中から選択することができ、患者さまに提供しやすくなります。一般名処方の処方せん発行にご理解をお願いします。

- ・ 一般名処方加算 1 8 点
- ・ 一般名処方加算 2 6 点

◆ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用体制および 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、先行医薬品よりも安価なため、経済的負担や医療費の軽減が期待されます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保、十分安全な情報提供、安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。後発医薬品への変更についてご理解をお願いします。

当院では、医薬品の供給が不足した場合に、治療計画等の見直しや代替医薬品への変更を行う等、適切に対応する体制を有しています。医薬品の供給不足時には、投与する薬剤が変更となる可能性があります。薬剤が変更となる場合は、主治医または薬剤師より十分に説明を行います。

- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1（入院初日） 87 点

◆ バイオ後続品の使用推進について

当院では、厚生労働省のバイオ後続品促進の方針に従い、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。

バイオ医薬品とは、細胞や微生物などの生物の力を利用して作られるタンパク質を治療効果がある成分にするという新しい薬です。糖尿病の治療に使われるインスリン、がんやリウマチの治療に使われる抗体医薬品など、様々な種類があります。

バイオ後続品は、先行バイオ医薬品と同等・同質の品質、安全性および有効性を有し、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。先行バイオ医薬品よりも安価なため、経済的負担や医療費の軽減が期待されます。バイオ後続品への利用促進について、ご理解をお願いします。

◆ 院内トリアージ実施体制加算について

当院では、夜間、休日、深夜において救急外来を受診する患者さま（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対し、院内トリアージ実施基準に基づき、看護師が患者さまの状態を評価し、緊急区分に応じて診療の優先順位を付けさせていただいております。そのため、「受付順」ではなく「医学的な緊急度の高い患者さま（命に関わる重症な方）」を最優先に診察・治療を行いますので、診察の順番が前後する場合もございます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。別掲の「院内トリアージを実施する体制について」をご参照ください。

・院内トリアージ実施体制加算 50 点

◆ 患者相談窓口について

当院では、疾病に関する医学的な質問や生活上や入院中および退院後の不安等、様々なご相談の窓口として1階コンビニエンスストア横に「相談センター」を設置しております。

スタッフは看護師・社会福祉士・管理栄養士・医療安全管理者等、さまざまな職員が対応しております。別掲の「患者相談窓口について」をご参照ください。

相談時間 : 月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:10
(土・日・祝日、8/15、12/30～1/3を除く)

◆ 入退院支援について

当院では、病棟ごとに専任の入退院支援職員を配置しています。患者さまが安心して早期に住み慣れた地域で療養や生活が継続できるよう、入院後7日以内に退院困難な要因を有する患者さまを抽出し、多職種でカンファレンスを実施し、退院支援計画を作成しています。

他医療機関や施設、各種サービス提供事業者等との連携を推進し、退院支援を実施しております。別掲の「入退院支援について」をご参照ください。

◆ 協力医療機関として定められている介護保険施設等について

当院は、介護保険施設等との連携を積極的に行っており、別掲の施設において、協力医療機関として定められております。

協力対象施設等にて療養を行っている入所者さまの病状の急変等により、受診や入院が必要となった場合に、24時間いつでも受け入れる体制を整えております。

なお、特別養護老人ホームおよび介護老人保険施設の入所者さまの診療情報および急変時の対応方針等の情報共有をはかることを目的として、1年に1回以上のカンファレンスを実施しております。

平時より連携している協力対象施設は、別掲の「協力医療機関として定められている介護保険施設等について」をご参照ください。

◆ ベースアップ評価料、看護職員処遇改善評価料について

評価料は、持続可能な医療提供体制を維持するために、医療従事者の人材確保と処遇改善のために継続的な賃上げが可能となるように評価された点数で、医療従事者の処遇改善を図り、質の高い医療サービスの提供を維持することを目的としています。評価料は、基本診療料（初診料・再診料・入院基本料）の算定に併せて算定可能な加算です。別掲の「医療従事者の賃上げと処遇改善について」をご参照ください。

◆ 物価対応料について

物価対応料は、物価高騰対策として特に物価高騰の影響を受けやすい急性期病院の特性を考慮し、医療材料費、光熱水費、食材料費、委託費等の更なる高騰に対応できるよう、基本診療料（初診料・再診料・入院基本料）の算定に併せて算定可能な加算です。別掲の「物価高騰への対策について」をご参照ください。

◆ 特別の療養環境の提供（個室）について

当院では、入院時に患者さまがより良い療養環境を選択できるよう、特別療養環境室（差額室）を用意しております。利用申し込みにあたり、「差額室（個室）使用申請・支払い同意書」に記入のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

利用日数に応じた実費の負担をお願いしております。別掲の「個室（差額室）についてのご案内」をご参照ください。

◆ 保険適応外負担について

各種文書料、保険適応外サービス、予防接種、分娩の費用につきましては、別掲の「各種料金表」をご参照ください。

◆ 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

入院医療の必要性が低い患者さまの事情により、長期入院（180日以上）される場合には、下記の料金をご負担いただきます。

ただし、180日を超えて入院されている患者さまであっても、15歳未満の方、難病の方、人工呼吸器を使用している方など、厚生労働大臣が定める状態にある方は、健康保険が適用され、対象とはなりません。

・急性期病院B一般入院料・・・一日につき 2,850円（税込）

◆ 個人情報保護方針について

当院は、患者さまやご家族のご意向を尊重し、満足度の高い安全でかつ最適の医療を提供することを目指して診療業務を行っております。「患者さまの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えています。

個人の権利や利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。当院では個人情報保護に関する方針を定めており、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

方針や利用目的につきましては、別掲の「個人情報保護方針」「個人情報利用目的」をご参照ください。

◆ カルテ開示について

当院では患者さまのご希望により、ご自身のカルテ、検査結果等の診断情報の開示を行っております。開示申請が可能な方および必要書類や費用につきましては、6 番入退院窓口（診療情報管理室）にてお問合せください。

◆ 医療従事者の負担軽減及び処遇改善について

当院は、医師および看護職員等の医療従事者に対し、業務負担軽減および処遇改善のため、さまざまな職種で構成された役割分担推進委員会にて改革プロジェクトを立ち上げ、チームにて取り組みを行っております。別掲の「医療従事者の負担軽減および処遇改善に関する取り組み」をご参照ください。

令和 8 年 6 月 1 日

社会福祉法人 北海道社会事業協会富良野病院